

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程

平成22年4月1日

法人規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、教職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、教員とは就業規則第2条第2項で定める者を、職員とは就業規則第2条第3項に定める者をいう。

(定年退職者等の再雇用)

第3条 就業規則第18条第2号の規定により退職した教職員若しくは公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の定年の特例に関する規程（以下「定年特例規程」という。）第2条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した教職員又は就業規則第18条第2号に規定する日（以下「定年退職日」という。）以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずる教職員（以下「定年退職者等」という。）の常時勤務を要する職での再雇用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りではない。

(1) 教員 理事長は、その者の従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる。

(2) 職員 理事長は、その者が希望し、解雇事由又は退職事由（定年に達したときを除く。）に該当しない場合には、1年を超えない範囲内で任期を定め採用する。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 1年を超えない範囲内で更新することができる。

(2) 職員 その者が希望し、解雇事由又は退職事由（定年に達したときを除く。）に該当しない場合には、1年を超えない範囲内で更新する。

3 前2項の規定による再雇用を行う場合及び再雇用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 その者の年齢が68年に達する日以後における最初の3月31日以前

(2) 職員 その者の年齢が65年に達する日以後における最初の3月31日以前

4 第1項の規定による採用については、就業規則第8条の規定は、適用しない。

第4条 法人の定年退職者等の短時間勤務の職（当該職を占める教職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める教職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。）での再雇用については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 理事長は、その者の従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め採用することができる。

(2) 職員 理事長は、その者が希望し、解雇事由又は退職事由（定年に達したときを除く。）に

該当しない場合には、1年を超えない範囲内で任期を定め採用する。

2 前項の規定により採用された教職員の任期については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(定年退職者に準ずる者)

第5条 第3条第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤務期間等を考慮して就業規則第18条の規定により退職した教職員又は定年特例規程第2条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した教職員に準じて再雇用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再雇用されたことがある者（前号に掲げるものを除く。）

(任期の更新)

第6条 再雇用の任期の更新については、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 教員 その者の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

(2) 職員 その者が希望し、解雇事由又は退職事由（定年に達したときを除く。）に該当しない場合に行う。

2 理事長は、再雇用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ教職員の同意を得なければならない。

(退職手当の不支給)

第7条 第3条第1項及び第4条第1項の規定により採用された者が退職した場合には、退職手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

第2条 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間における第3条第3項の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、「64年」とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。